

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**障がいのある方のための
パソコンボランティア派遣**

自宅などにボランティアが
伺い、パソコンの初歩的な操
作を教えます。

障がいのある方。

①時間千円(2時間まで)。

②はがき、FAX。上欄必要事項

と相談内容を記入し、随時障

がい者ITサポートセンター

(〒060-0005中央区北5西6札

通ビル、FAX(219)1811)へ。

③詳細 障がい者ITサポート

センター(219)1810



保険・年金

国民健康保険

△保険料が決まりました▽

■18年度国民健康保険料

	医療分	介護分
平等割額	①1世帯あたり 34,480円	④40歳以上64歳以下の加入 者のいる世帯1世帯あたり 7,460円
均等割額	②21,480円×(加 入者数)	⑤5,850円×(40歳以上64歳以 下の加入者数)
所得割額	③(各加入者の所得 から33万円を 差し引いた金額 の合計)×14.5%	⑥(40歳以上64歳以下の各加 入者の所得から33万円を差 し引いた金額の合計)×3.1%
年間 限度額	53万円	9万円

①～⑥の合計となり、加入期
間に応じて月割りで計算しま
す。なお、保険料は国民健康

保険加入者を対象に計算しま
すが、納入するのは世帯主と
なります。また、18年度から
保険料の計算方法が変わった
ため、収入に大きな変動がな
いのに、保険料が一定以上増
える世帯に対しては、経過措
置として減額後の保険料の納
付通知書を送付しています。

△18年度高齢受給者証の交付▽
昭和7年10月1日～11年7
月1日生まれの方(老人保健
法の該当者は除く)に交付さ
れる高齢受給者証の有効期限
は7月31日(月)までです。8月
1日(火)以降は使えませんの
でご注意ください。新しい受給
者証は7月下旬に送付します。

△保険料は納期限までに▽
保険料は加入者の皆さんの
医療費を支払う重要な財源で
す。必ず納期限までに納めて
ください。納付が困難な場合
は、収入・支出・資産が分か
る書類(給与明細など)をご持
参ください。生活状況などを
確認の上、今後の納付につい
て相談させていただきます。

△家屋を取り壊した方へ▽
今年中に取り壊した家屋に
は、来年度から固定資産税が
かかりません。該当する方は
お知らせください。

18年度の市民税が非課税の
世帯に属する方は、入院時の
食事療養に係る標準負担額お
よび入院時自己負担額(老人
保健法に該当しない70歳以上
の方のみ)について減額措置
があり、申請によって、標準
負担額減額認定証(70歳未満
の方)、限度額適用・標準負
担額減額認定証(老人保健法
に該当しない70歳以上の方)
の交付を受けることができま
す。現在お持ちの減額認定証
の有効期限は7月31日(月)ま
です。引き続き交付を受けよ
うとする方は、8月1日(火)か
ら申請をしてください。

△保険料免除の相談を▽
第1号被保険者(強制加入
者)で所得が少ないなど、保
険料を納めることが困難な方
は、申請により保険料が免除
される制度があります。また、
20代の方には保険料を後払い
できる若年者納付猶予制度
(所得などの要件有り)もあ
ります。お住まいの区の区役
所年金係へご相談ください。

△国民年金
申請時持参するもの保険証、
17年度減額認定証(認定を受
けていた方のみ)。
※長期該当認定の場合は入院
期間の分かる領収書などを持
参し、8月1日(火)以降に区役
所にご相談ください。なお、
老人保健法の該当者は区役所
の保健福祉課にお問い合わせ
ください。

△持参するもの年金手帳、印鑑、
納付案内書、前年の所得を確
認できるもの(源泉徴収票
など)、離職された方は雇用保
険受給資格者証または離職票
の写し。
③詳細 区役所(1階)の保険年
金課年金係



税金

7月31日(月)は
固定資産税・
都市計画税(第2期分)の
納期限です
市・道民税(第1期分)
6月30日納期限)の納付は
お済みでしょうか。
市税の納付は安心・確実な
口座振替をご利用ください。



ビジネス

**札幌スタイル・デザイン
セミナー**

①内 駅・デザインを考える。
②日 所 7月26日(水)午後6時～7
時30分。丸井今井南館(中央
区南1西1) 4階特設会場。
③定 200人。

④申、FAX、E。上欄必要事項
を記入し、7月11日(火)から産
業企画課 (FAX(218)5130、
E sapporo-style@city.sapporo.

**旧教育委員会庁舎跡地を
公募提案型で売却します**

購入したい方には、事業
計画案と購入価格の調書な
どを提出してもらいます。
審査により複数案を選定し、
最高価格の方に売却します。

所 中央区南1条西14丁目291、
南2条西14丁目291。

面積 3千105.77平方メートル。

④申 7月21日(金)から市役所14
階管財課で配布する実施要
項をご覧の上、9月11日(月)

～15日(金)に提出。

③詳細 市コールセンター(222)4894、HP

④申へ。(先着)

⑤詳細 産業企画課(211)2372、HP

⑥I 丁企業への就職・転職
希望者研修

⑦内 流通業を顧客に想定したI
T企業への就職支援。

⑧日 7月22日(土)～9月17日(日)午
前10時～午後5時。全16回。

⑨所 定 北海道経済センタービル
(中央区北1西2)ほか。20人。

⑩申、FAX。上欄必要事項を記
入し、7月18日(火)までに商工
会議所(231)1327、FAX

(231)5591)へ。(抽選)

⑪詳細 市コールセンター(222)4894

⑫屋外広告物講習会

市内で屋外広告業を営むた